

日本海域における北朝鮮漁船による日本漁船への危険行為に対する

日本政府の行動を求める緊急要請

日本海の我が国排他的経済水域に位置する大和堆では、昨年 10 月以降、多数の北朝鮮籍とみられる漁船の操業が目撃されるようになり、本年 6 月には数百隻規模にまで達しました。

このような中で、我が国漁船が北朝鮮船のものとみられる刺網をスクリーンに巻き込む事故の発生や、我が国漁船操業に対する妨害行為や漁具の不法窃取など、漁船の航行や操業に重大な支障を来すだけでなく、漁業者が身体の危険を感じるような事態となっています。

漁業者の命を守り、国民の財産である水産資源を守るため、次の事項について、政府として至急行動するよう強く要請します。

- 1 関係機関の従来活動に加え、さらに当該海域における海上保安庁巡視船、水産庁漁業取締船を常時配備すること
- 2 違法操業船に対する実効性のある強力な取締りを行うこと
- 3 我が国操業漁船への迅速かつ正確な情報の提供をすること
- 4 北朝鮮政府に対する厳重な抗議を行うこと

平成 29 年 7 月 28 日

全 国 知 事 会